第４回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

個　別　注　記　表

（2017年３月１日から2018年２月28日まで）

株式会社ベイカレント・コンサルティング

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様に提供しております。
（http://www.baycurrent.co.jp/）

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～15年
工具、器具及び備品	２年～10年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

のれん	20年
顧客関連資産	７年

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　繰延資産の処理方法

株式交付費　　３年間で均等償却しております。

⑷　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑸　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益は、物品の販売及びサービスの提供から受領する対価の公正価値から、値引、割戻及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。

サービスの提供

サービスの提供からの収益は、収益の額を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、その取引の進捗度を報告期間の末日において信頼性をもって測定でき、その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定可能な場合に認識しております。

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

・コンサルティング

主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は契約に基づく期間における役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

・システムインテグレーション

主として顧客に成果物を引き渡した時点、又は取引の進捗度を報告期間の末日において測定した時点で収益を認識しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「未払費用」及び「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

４．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　104,929千円

⑵　偶発債務

訴訟等

当社は、フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社（以下、「原告ら」という。）から、当社及び当社元従業員（原告ら及び当社の元従業員であるため、以下、「当該元従業員Ａ」という。）に対して、2017年８月３日付で不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起されました。当社の法律顧問によると、現時点で当社に対する請求が認められると考えておりません。したがって、当該訴訟による損害賠償等に関して支払いが生じる可能性は低いため、当該引当金は計上しておりません。

なお、訴訟の内容及び請求金額は以下のとおりであります。

①　訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

②　請求金額：合計　165,000千円

ⅰ　当該元従業員Ａと当社に対し、当該元従業員Ａが営業機密を取得したこと等による損害として、当該元従業員Ａと当社が連帯して、原告らそれぞれ55,000千円。

ⅱ　当社に対し、当社が当該元従業員Ａを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ27,500千円。

⑶　財務制限条項

当事業年度末における長期借入金7,625,000千円、１年内返済予定の長期借入金1,050,000千円については、借入先との金銭消費貸借契約において、原則として財務諸表を基礎として算出される以下の財務指標値を満たすことを確約しております。

①　各事業年度の決算期末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を直前の決算期比80％以上に維持すること。

②　各決算期における経常利益が赤字となる状態を生じさせないこと。

⑷　当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。

これら契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の限度額	550,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	550,000千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　15,470,000株

⑵　当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　203,643株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年５月30日定時株主総会	普通株式	464,100	30.00	2017年２月28日	2017年５月31日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年５月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	610,654	40.00	2018年２月28日	2018年５月31日

⑷　当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第１回新株予約権　普通株式　132,880株

（注）上記の第１回新株予約権は、金銭の払い込みと引換えによるものであります。

第２回新株予約権　普通株式　90,060株

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。長期借入金は、複数の金融機関からのシンジケートローン契約による借入によるものであります。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、全て１年以内の支払期日であります。

長期借入金については、資金調達に係る流動性リスクと金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社に財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社は、受注管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。

当社の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであります。

なお、当社は、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

ⅱ　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2018年２月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴ 現　金　及　び　預　金	3,135,951千円	3,135,951千円	－千円
⑵ 売　　掛　　金	2,375,173	2,375,173	－
⑶ 敷　　金	516,451	507,423	△9,028
資産計	6,027,575	6,018,547	△9,028
⑴ 未　　払　　金	414,915	414,915	－
⑵ 未　払　法　人　税　等	925,953	925,953	－
⑶ 未　払　消　費　税　等	402,048	402,048	－
⑷ 長　期　借　入　金	8,675,000	8,675,000	－
負債計	10,417,916	10,417,916	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算出しております。

負　債

（1）未払金、（2）未払法人税等、（3）未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,135,951	－	－	－
売掛金	2,375,173	－	－	－
敷金	－	－	－	516,451
合計	5,511,124	－	－	516,451

3．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,050,000	1,050,000	6,575,000	－	－	－
合計	1,050,000	1,050,000	6,575,000	－	－	－

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	186,281千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	24,962千円
未払事業税	50,730千円
未払地代家賃	11,767千円
未払インセンティブ	47,342千円
資産除去債務	27,468千円
その他	26,142千円
繰延税金資産計	374,692千円
繰延税金負債	
企業結合によって識別された無形固定資産	△181,839千円
資産除去債務に対応する除去費用	△22,357千円
その他	△1,051千円
繰延税金負債計	△205,247千円
繰延税金資産の純額	169,445千円

８．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	阿部義之	被所有 直接 0.2 （注）2	当社代表取締役	新株予約権の権利行使 （注）1	14,385 （注）1	－	－
役員	小塚裕史	被所有 直接 0.2 （注）2	当社取締役	新株予約権の権利行使 （注）1	14,385 （注）1	－	－
役員	中村公亮	被所有 直接 0.5 （注）2	当社取締役	新株予約権の権利行使 （注）1	14,385 （注）1	－	－

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

2015年２月27日開催の臨時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

２．議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末現在のものを記載しております。

９．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　　750円20銭

⑵　１株当たりの当期純利益　　130円52銭

10．重要な後発事象に関する注記

（リファイナンス）

当社は、2018年３月22日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり既存借入金の借換え（リファイナンス）を実行いたしました。

⑴　目的

今回の資金の借入は、既存借入金のリファイナンス資金とし、2018年３月30日付で既存借入金残高（8,675,000千円）を一括返済することで、借入期間の変更及び金利条件の改善による安定的な財務体質の向上を図るためであります。

⑵　借入内容

株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約

⑶　借入先の名称

株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行

⑷　借入金額

8,400,000千円

⑸　実施時期

2018年３月30日

⑹　借入期間

８年

⑺　借入条件

基準金利＋スプレッド

⑻　担保状況

無担保・無保証

⑼　主な借入人の義務

主な財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

・各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度比75％、又は2017年２月期比75％のいずれか高い金額以上に維持すること。

・各事業年度における経常利益を２期連続で損失としないこと。